

神奈川県雇用対策協定

神奈川県知事と神奈川労働局長は、神奈川県内の産業の持続的な発展と、若者、高齢者、女性、障害者等、働く意欲のある全ての県民がいきいきと働くことができる社会を実現するために、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、雇用対策法第31条及び雇用対策法施行規則第13条の3第1項に基づく協定であり、神奈川県が行う雇用施策及び職業訓練並びに産業、地方創生、福祉及び教育等のうち雇用に係る施策と、神奈川労働局が行う職業紹介、雇用保険、職業能力開発及びその他雇用に対する施策について、相互に連携し、効果的かつ効率的に実施することを目的として締結する。

神奈川県知事

(事業計画等)

第2条 神奈川県及び神奈川労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度、事業計画を策定する。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、神奈川県及び神奈川労働局は雇用対策協定運営協議会を設置する。

神奈川労働局長

(要請等)

第3条 神奈川県知事及び神奈川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 神奈川県知事及び神奈川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、神奈川県及び神奈川労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、神奈川県及び神奈川労働局は協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、神奈川県知事及び神奈川労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日